

# 材 料 檢 查 実 施 基 準

(5交建工第952号)

令和5年10月

東京都交通局

建設工務部

## はじめに

材料検査実施基準（東京都交通局建設工務部）は、東京都交通局検査事務要綱第 23 条の規定に基づき、建設工務部において施行する工事又は製造に使用する工事材料の検査について必要な事項を定めたものである。

今回、営繕工事においては、「財務局材料検査実施基準」に準拠することとし、以下の内容について改正を行った。

### (主な改定内容)

- 本文について、以下の変更を行った。

#### 第 2 条（適用範囲）

この基準によりがたい場合の取扱いについて、土木工事と営繕工事それぞれについて示した。

#### 第 3 条（材料検査の執行区分）

営繕工事における材料検査については、全て監督員が行うことを明示した。

#### 第 5 条（材料検査請求等）

営繕工事における材料検査請求等について、土木工事と別に示した。

#### 第 7 条（材料検査の方法）

営繕工事における材料検査の種類、検査方法及び検査対象材料の範囲について、土木工事と別に示した。

#### 第 11 条（材料検査結果の報告）

営繕工事における材料検査結果の報告について、土木工事と別に示した。

- 別表 1 「品目別材料検査区分表」土木工事について、下記の変更を行った。

##### (1) 以下の品目について、検査方法の区分を修正

軽量鋼矢板 (照合 → 確認)

ジンクリッヂプライマー (確認 → 照合)

ジンクリッヂペイント (確認 → 照合)

- 別表 2 「品目別材料検査区分表（建築・機械設備・電気設備工事）」について、下記の変更を行った。

##### (1) 1. 建築工事において、以下の品目を削除

高力ボルト（トルシア型）

- 別表 4 「検査方法及び検査対象材料の範囲（建築・機械設備・電気設備工事）」を追加した。

- 提出様式一覧表について、請負工事関係（建築・機械設備・電気設備工事）の様式を追加した。

- 書類の流れについて、建築・機械設備・電気設備工事の場合を追加した。

- 材料検査実施基準解説について、建築・機械設備・電気設備工事に関する解説を追加した。

以上

## 目 次

第1条 目的 .....	1
第2条 適用範囲 .....	1
第3条 材料検査の執行区分 .....	1
第4条 材料検査の命令 .....	1
第5条 材料検査請求等 .....	1
第6条 材料検査の立会 .....	2
第7条 材料検査の方法 .....	2
第8条 理化学試験の手続き等 .....	2
第9条 技術的基準 .....	2
第10条 材料検査結果判明後の措置 .....	2
第11条 材料検査結果の報告 .....	3
第12条 特殊な品目の材料検査 .....	3
第13条 単価契約における材料検査 .....	3
 別表－1 品目別材料検査区分表（土木工事） .....	5
別表－2 品目別材料検査区分表（建築・機械設備・電気設備工事） .....	9
別表－3 品質検査の方法及び検査対象の範囲（土木工事） .....	19
別表－4 検査方法及び検査対象材料の範囲（建築・機械設備・電気設備工事） .....	20
 提出様式一覧表 .....	21
書類の流れ .....	28
 材料検査実施基準解説 .....	30
 参考－1 材料検査に関する根拠規定 .....	36
参考－2 試験研究機関一覧表 .....	41

# 材料検査実施基準

## 第1条（目的）

この基準は、東京都交通局検査事務要綱第23条の規定に基づき、建設工務部において施行する工事又は製造（以下「工事等」という。）に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について必要な事項を定める。

## 第2条（適用範囲）

この基準は、原則として建設工務部の土木、建築、機械設備及び電気設備工事等の材料検査に適用する。

2. 土木工事等において、これによりがたい場合は、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定める。
3. 建築、機械設備及び電気設備工事等（以下、「営繕工事等」という。）において、これによりがたい場合は、工事等の主管課長が定める。

## 第3条（材料検査の執行区分）

土木工事等における材料検査は、別表1に定める区分に従い、検査員又は監督員が行う。ただし、別表1による執行区分が適当でないと認める場合は、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して執行区分を変更することができる。

2. 営繕工事等における材料検査は、全て監督員が行うものとし、材料検査に関する事務は、工事等の主管課長が中心となり、監督員により処理しなければならない。

## 第4条（材料検査の命令）

検査事務の主管部長は、土木工事等の契約が締結されたときは、速やかに検査員を指名し、当該契約にかかる材料検査を命じる。

2. この基準により監督員が行う材料検査については、当該工事等について監督を命じられた者に材料検査の命令があつたものとする。

## 第5条（材料検査請求等）

土木工事等における材料検査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 検査員は、契約の相手方から材料検査請求書が提出されたときは、速やかに検査を行う。
  - (2) 監督員は、契約の相手方から材料検査請求兼検査書が提出されたときは、速やかに検査を行う。
2. 営繕工事等における材料検査は、本基準に基づき監督員と協議の上、受注者が作成した別記第1号様式及び別記第1号様式一別紙による材料検査計画書に基づき行うものとし、次に掲げるとおりとする。
- (1) 工事現場以外で行う材料検査は、受注者から別記第2号様式による材料検査請求書の提出を受けて行うものとする。

なお、工事等の主管課長の判断で、監督員の立会いを省略することができる。

監督員の立会いを省略した場合は、受注者に別記第3号様式による材料試験等報告書を提出させて処理する。

- (2) 工事現場で行う材料検査は、受注者から別記第4号様式による材料搬入報告書の提出を受けて行うものとする。ただし、工事等の主管課長があらかじめ認めた品目については、この限りでない。

なお、工事等の主管課長が適当であると判断した品目については、材料搬入報告書

に必要な資料を添付させることにより、監督員の立会いを省略することができる。

#### 第6条（材料検査の立会い）

検査員又は材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）は、材料検査を行うときは、契約の相手方に立会いを求めなければならない。

2. 前項の場合において、契約の相手方が立ち会わない場合は、欠席のまま検査を行うことができるものとする。
3. 検査員は、材料検査を行うときは、原則として監督員又は工事等の主管課長が指定する職員に立会を求めるものとする。

#### 第7条（材料検査の方法）

土木工事等における材料検査の方法は、次に掲げるとおりとする。

##### （1）品質検査

品質検査は、工事等に使用する材料の品質を、検査職員が材料仕様書、工事標準仕様書、特記仕様書等の規定に照らして検査するものとし、その種類、方法及び検査対象の範囲は、別表3に定めるとおりとする。

##### （2）数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア、検量による検査：使用前に直接材料を計量する。

イ、出来形による検査：使用後に出来る形等により間接的に確認する。

2. 営繕工事等における材料検査の種類は、試験による検査、確認による検査及び照合による検査とし、種類別の検査方法及び検査対象材料の範囲は、別表4に定めるとおりとする。
3. 各品目別の検査方法は、土木工事等については別表1に、営繕工事等については別表2に定めるとおりとする。ただし検査職員は、別表1、2に定める方法によることが適当でないと認める場合は、工事等の主管課長の承認を得て、その方法を変更することができる

#### 第8条（理化学試験の手続き等）

検査職員は、理化学試験を受けさせるときは、契約の相手方に試験委嘱指定申請書を提出させ、試験委嘱指定書を交付する。

2. 検査職員は、前項の場合、原則として公的な第三者試験研究機関を指定するものとする。この場合、検査職員の立会いは不要である。  
なお、検査職員又は工事等の主管課長の指定する職員が立会う条件で、試験設備を有する製造業者等を指定することもできる。

#### 第9条（技術的基準）

理化学試験の項目、供試体の採取基準、理化学試験の省略限度その他材料検査の技術的基準については、標準仕様書、特記仕様書、日本産業規格、日本農林規格等の定めるところによる。

#### 第10条（材料検査結果判明後の措置）

検査員は、材料検査を完了したときは、すみやかに契約の相手方及び監督員に合否を通知し、不合格品がある場合は、契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。

2. 監督員は、品質検査の結果不合格品がある場合は、ただちに契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。ただし、材料の性質上、使用後に理化学試験の結果不合格

と判明した場合は、工事等の主管課長及び建設工務部長に報告のうえ、処理について指示を受けるものとする。

#### 第11条（材料検査結果の報告）

土木工事等における材料検査結果の報告は、次に掲げるとおり行う。

- (1) 検査員は、材料検査を完了したときは、所定の書類に必要な事項を記入し、検査事務の主管課長に報告する。
- (2) 監督員は、材料検査が全て完了したときは、所定の書類に必要な事項を記入し、工事等の主管課長に報告する。
- (3) 監督員は、その行う材料検査について、次に掲げる場合は、その都度、工事等の主管課長に報告する。

ア、使用前に不合格と認めて引き取りを指示したとき。

イ、使用後に理化学試験の結果等が不合格と判明したとき。

#### 2. 営繕工事等における材料検査結果の報告は、次に掲げるとおり行う。

- (1) 監督員は、材料検査の完了において、東京都交通局検査事務要綱第22条第2項の規定により受注者に必要な指示をしたときは、別記第5号様式による材料検査報告書に検査資料を添付して、工事等の主管課長に報告しなければならない。
- (2) 工事等の主管課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

#### 第12条（特殊な品目の材料検査）

土木工事等において、別表1に記載のない品目の検査の執行区分及び検査方法については、特記仕様書等に定められているものを除き、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定めるものとする。

#### 第13条（単価契約における材料検査）

単価契約における材料検査は、すべて監督員が行うものとし、検査方法はこの基準の別表1、2又は特記仕様書に定められている場合を除き、工事等の主管課長の指示を受けるものとする。

なお、第3条、第5条、第10条の規定は適用しない。

#### 附則（12交建工第942号）

この基準は、平成13年4月1日より施行する。

#### 附則（24交建工第1443号）

この基準は、平成25年4月1日より施行する。

#### 附則（31交建工第127号）

この基準は、平成31年4月1日より施行する。

#### 附則（5交建工第952号）

この基準は、令和5年10月16日より施行する。

参 考

「東京都交通局工務部材料検査基準」の経緯

制 定 昭和51年12月21日 51交工第 484号  
統合により廃止 平成13年 3月30日 12交建工第 942号

「東京都交通局地下高速電車材料検査実施基準」の経緯

制 定 昭和58年12月 1日 58交速建第 453号  
統合により廃止 平成13年 3月30日 12交建工第 942号

別表-1 品目別材料検査区分表  
土木工事

品 名	執行区分	検査方法						提出書類の区分	備 考	材 料 番 号	
		品質			数量						
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検査量	出来形	承諾	監督
鉄筋コンクリート セグメント	使用材料	○	○	○	○					○	
	完成品	○		○		○		○			
合成セグメント	使用材料	○	○	○	○					○	
	完成品	○		○		○		○			
地下鉄駅部用鋼管柱	使用材料	○	○	○	○					○	
	完成品	○		○		○		○			
道床碎石		○		○				○		○	
洗砂利		○		○				○		○	101
コンクリート用碎石		○			○			○		○	102
コンクリート用碎砂		○			○			○		○	103
コンクリート用洗砂		○		○				○		○	104
アスファルト混合物用洗砂		素材で使用する場合は検査不要、素材以外に材料として使用する場合は工事主管課長指示									105
構造用軽量コンクリート骨材		〃									106
砂		○		○				○		○	107
クラッシャラン		○			○	○		○		○	108
再生クラッシャラン		○		○	○			○		○	109
粒度調整碎石		○			○	○		○		○	112
再生粒度調整碎石		○		○	○			○		○	113
単粒度碎石		○			○			○		○	114
スクリーニングス		素材で使用する場合は検査不要、素材以外に材料として使用する場合は工事主管課長指示									115
碎石ダスト		○		○				○		○	116
道路用鉄鋼スラグ		○	○		○	○		○		○	117
舗装用石粉		○			○			○	○		118
割ぐり石		○		○				○		○	119

品 名	執 行 区 分	検査方法					提出 書類 の区 分	備 考	材 料 番 号		
		品 質		数 量							
	検 査 員	監 督 員	試 験	確 認	照 合	書 類	検 査 量	出 來 形	承 諾	監 督	
改良土		○		○			○		○		121
流動化処理土		○		○			○		○		122
一般構造用圧延鋼材		○		○		○		○			201
溶接構造用圧延鋼材		○		○		○		○			202
配管用炭素鋼钢管		○		○		○	○	○	○	注2)	208
一般構造用炭素鋼钢管		○		○		○	○	○	○	注2)	209
ステンレス鋼材		○		○		○	○	○	○	注2)	211
鉄筋コンクリート用棒鋼		○		○			○	○	○		215
PC鋼線及びPC鋼より線		○		○			○	○			216
PC鋼棒		○		○			○	○			217
钢管ぐい		○		○		○	○		○	注2)	218
H形鋼ぐい		○		○		○	○		○	注2)	219
熱間圧延鋼矢板		○		○		○	○		○	注2)	220
溶接用熱間圧延鋼矢板		○		○		○	○		○	注2)	221
钢管矢板		○		○		○	○		○	注2)	222
軽量鋼矢板		○		○			○		○		223
ワイヤーロープ		○		○			○		○	同第2章第8節	
摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット		○		○			○	○			224
六角ボルト		○		○			○	○		同第2章第9節	
六角ナット		○		○			○	○		同第2章第10節	
平座金		○		○			○	○		同第2章第11節	
ねじふし鉄筋及び継手		○		○		○		○			243
ポルトランドセメント		○		○		○		○		現場工事で使用する場合は、材料検査を実施	301
高炉セメント		○		○		○		○		"	302
フライアッシュ		○		○		○		○		"	304
コンクリート用高炉スラグ微粉末		○		○		○		○		同第2章第12節	
安定処理用石灰		○		○		○		○		現場工事で使用する場合は、材料検査を実施	305

品 名	執 行 区 分		検査方法				提出書類の区分	備 考	材 料 番 号
			品 質	數 量	試 確 照 書	檢 出 来 形			
検査員	監督員	驗 認 合 類	量		承諾	監督			
セメント系固化材		○	○		○	○		〃	306
一般用レディーミクストコンクリート		○ ○		○	○ ○	○		同第2章第13節 試験成績表、配合報告書を提出	307
舗装用レディーミクストコンクリート		○ ○		○		○ ○		試験成績表、配合報告書を提出	308
水中用レディーミクストコンクリート		○ ○		○		○ ○		〃	309
セメント処理混合物		○ ○		○		○ ○ ○		舗装材料として使用するものは 「書類による審査」とし、提出書類 区分は「監督員資料」	312
遠心力鉄筋コンクリートぐい		○		○	○	○			341
プレテンション方式遠心力高強度プレス トレストコンクリートぐい		○		○	○	○		JIS等規格品以外は試験が必要	342
石油アスファルト		素材で使用する場合は検査不要、素材以外に材料として使用する場合 は工事主管課長指示							401
ポリマー改質アスファルトⅠ型		〃							402
ポリマー改質アスファルトⅡ型		〃							403
ポリマー改質アスファルトⅢ型-W		〃							405
ポリマー改質アスファルトH型		〃							407
石油アスファルト乳剤	○		○		○ ○				414
アスファルト混合物 (細粒度・密粒度・密粒度ギャップ・開粒度1号・開粒度2号・粗粒度・ポーラス)	○			○	○ ○			「アスファルト混合物事前審査制度」対象のものは「事前審査認定書(写)」を提出、対象外のものは 配合報告書を作成し「承諾申請書」を提出し、試験研究機関の試験結果を提出	417
再生加熱アスファルト混合物 (再生密粒度・再生粗粒度)	○			○	○ ○			〃	418
アスファルト処理混合物	○		○		○ ○			〃	423
再生加熱アスファルト処理混合物	○		○		○ ○			〃	424
エッチングプライマー	○		○	○	○			橋梁工事の場合は「書類による 検査」とする	501
ジンクリッヂプライマー	○		○	○	○			〃	502
ジンクリッヂペイント	○		○	○	○			〃	503
一般用さび止めペイント	○		○	○	○			〃	504
エポキシ樹脂下塗塗料	○	○		○	○			橋梁工事の場合は「書類による 検査」とする	507
変形エポキシ樹脂塗料	○	○		○	○			〃	509

品 名	執 行 区 分	検査方法						提出書類の区分	備 考	材 料 番 号	
		品質			数量						
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督
ふつ素樹脂塗料		○		○				○		○	
防水材(シート系)		○		○				○	○		

注1) 提出書類の区分の欄における「承諾」とは「承諾申請書」を、「監督」とは「監督員資料」のことをいう。  
「監督員資料」は、「報告書の提出」または「施工計画書への記載」により資料とする。

注2) 検査方法のうち、数量の欄の「検量」と「出来形」の両方に○印を付した材料は、原則として、設置後の数量確認が容易なものは出来形による検査、困難なものは検量による検査とする。

注3) 「材料番号」とは、「土木材料仕様書(東京都建設局)」における材料番号を示す。

注4) 本表は、記載されている材料を本体構造等に用いる場合を想定しており、受注者の責により施工を行う仮設物等に用いる場合は、監督員に確認を行い、「監督員資料」とする。

注5) 道路占用工事・受託工事等、工事完了後、各管理者へ引継ぎを行う箇所・工種においては、引継ぎ先の材料検査実施基準に基づいて検査を行うこと。

別表-2 品目別材料検査区分表

## 1. 建築工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
土工事	土(埋戻し、盛土)		②		
地業工事	既製コンクリート杭、鋼杭			○	JIS規格品等の場合
	鉄筋			○	JIS規格品の場合
	コンクリート		①		
	杭周固定液、根固め液		①		
	割り石、砂、砂利		②		
鉄筋工事	鉄筋			○	JIS規格品の場合
コンクリート工事	コンクリート	○	①		試験はJIS規格外材料等 ※
	合板型枠			○	JAS規格品の場合
	鋼製デッキプレート		②		
鉄骨工事	鋼材			○	JIS規格品の場合
	高力ボルト			○	JIS規格品等の場合
	デッキプレート製品		②		
	無収縮モルタル		①		
コンクリートブロック、 ALCパネル及び 押出成形セメント板工事	コンクリートブロック			○	JIS規格品の場合
	ALCパネル			○	JIS規格品の場合
	押出成形セメント板			○	JIS規格品の場合
防水工事	ルーフィング類(防水工事用 アスファルト、断熱材含む)			○	JIS規格品の場合
	塗膜防水主材			○	JIS規格品の場合
	シーリング材			○	JIS規格品の場合
石工事	石材(アフソーブロック含む)		②③		
タイル工事	タイル		③		
木工事	木材		①②③		
屋根及びとい工事	長尺金属板		②		
	折板		②		
	とい		②		
金属工事	金属製品		②		
	金属材料		③		
左官工事	左官材料		③		
	仕上げ塗材		③		
	ロックウール		③		

※標準仕様書で試し練りを省略することができるもの以外

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
建具工事	アルミニウム製建具		②		
	鋼製建具類		②		
	木製建具		②		
	シャッター(耐火クロススクリーン等含む)		②		
	防煙垂壁		②		
	連動制御盤(現地盤)		②		
	自動ドア		②		
	ガラス(ガラスブロック含む)		③		
カーテンウォール	PCカーテンウォール		②		
塗装工事	塗料		③		
内装工事	内装材料		③		
ユニットその他工事	ユニット製品(内部)		②		
	サイン類		②		
外構工事	ユニット製品		②		
	舗装材料			○	JIS規格品の場合
	舗装工事製品		②		
植栽工事	樹木(株物・芝類含む)		②		
	屋上緑化システム		②		
その他		この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。			

注: 上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。

## 2. 機械設備工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ①は、試験成績表による。
- ②は、設計図書又は承諾図による。
- ③は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	ボイラー類		①		
	膨張タンク		①		
	ポンプ類(含水中)		①		
	防振架台		②		
	減圧弁		③		
	安全弁		③		
	温度調整弁		③		
	定水位調整弁		③		
	管類			○	
	継手類			○	
	スリーブ		③		
	配管用支持金物		③		契約図書に特記があるもの
	配管用接合材料		③		契約図書に特記があるもの
	防振継手類		③		
	フレキシブルジョイント類		③		
	保温材・外装材・補助材		③		
	塗装材・防錆材			○	
	一般用弁類			○	
	電磁弁・電動弁類		③		
	ボールタップ類		③		
	ストレーナ類			○	
	量水器		③		
	計器類			○	
消防用設備機器					消火栓箱及び付属品、 消火栓弁、アラーム弁、 末端試験弁、送水口、採 水口、ヘッド類及び付属 品、消火器、送水口地図 盤等を含む 試験は、特注品で工事 主管課長が指定するもの
	○	②			

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ①は、試験成績表による。
- ②は、設計図書又は承諾図による。
- ③は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
給排水衛生設備工事	ろ過機		①		
	飲料用冷水機		②	○	
	衛生器具類		②		自動洗浄装置等を含む
	給水栓類		②		
	温水発生機等		①		
	湯沸器類		③		
	排気筒		③		
	水槽類	○	①		試験は、一体型のもの
	貯湯タンク	○	①		試験は、鋼板製又はステンレス製で一体型のもの
	グリース阻集器		②		
	排水金物類		③		
	通気金物類		③		
	掃除口類		③		
	トラップ類		③		
	枠材		③		
	マンホール蓋類		②		
	弁きょう類		③		
	冷蔵庫類		②		
	熱調理機器類	○	②		試験は、大規模なもの
	食器洗浄機器類	○	②		試験は、大規模なもの
	流し・作業台類		②		コンロ台等を含む
	棚類		②		
	貯湯式電気温水器		②		
	自動給湯装置		②		
	浴槽		③		
	洗濯機パン		③		
	トイレ用手摺類		②		
	おむつ交換台・ベビーチェア		③		
	散水栓箱		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ①は、試験成績表による。
- ②は、設計図書又は承諾図による。
- ③は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
ガス設備工事	燃焼機器類		②		
	警報・安全装置		②		
	ガス栓類		③		
空気調和機設備工事	還水タンク	○	①		試験は鋼板製又はステンレス製で一体型のもの
	ヘッダー類		①		
	蒸気用安全弁		①		
	放熱器使用器具類		③		
	トラップ類		③		
	冷温水発生機		①		
	冷凍機		①		
	冷却塔		①		
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		②		汎用品のものとする
	ユニット形空気調和機		①		
	ファンコイルユニット類		②		汎用品のものとする
	パッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする
	マルチパッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする
	コンパクト形空気調和機		①		汎用品のものとする
	空気清浄機装置		②		
	加湿器		②		
	送風機類	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	全熱交換ユニット		②		汎用品のものとする
	全熱交換器	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	圧力扇		②		
	換気扇		②		汎用品のものとする 木枠等付属品を含む
	吸込口類		②		
	吹出口類		②		
	排煙口類		②		開放装置等含む
	ダンパー類		②	○	FDは(一財)日本建築センターの性能評定マークを照合
	フード類		②		ウェザーカバー等を含む
	風量ユニット類		②		
	氷蓄熱ユニット		②		
	熱交換器		①		
	グリス除去装置		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ①は、試験成績表による。
- ②は、設計図書又は承諾図による。
- ③は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
(空気調和機設備工事)	ダクト用材料		③		
	フレキシブルダクト		③		
	ダクト接続材料		③		
	たわみ継手		③	○	排煙用は国土交通大臣認定品
	風量測定口		③		
	煙道		②		
	スパイラルダクト		③		
	エアーフィルタ		①		
	亜鉛鉄板			○	規格証明書等
	塩ビ被覆塗装鋼板		②		
	特殊ダンパー		②	○	漏煙性能
	点検口		②		
	チャンバー		②		
	パネルダクト		②		
自動制御設備工事	消音装置		②		
	消音エルボ		②		
	消音材及び付属品		②		
	中央監視盤		②		
昇降機設備工事	端末装置		②		
	自動制御盤類		①		
	自動制御機器類		②		
エレベーター	エレベーター	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	小荷物専用昇降機		①		
	エスカレーター	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
浄化槽設備工事	浄化槽		②		
その他関連工事	電動機		①		
	機械架台		②		
	コンクリート		①		現場練りコンクリートを除く
	鉄筋			○	
	鋼材			○	
	骨材類		②		
	電線管			○	
その他特注品	電線類			○	
		○			大規模施設における汎用品以外の特注品(熱源機器等)で工事主管課長が指定するもの
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注:上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。

### 3. 電気設備工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
電力設備工事	電線・ケーブル類			○	
	配管類及び付属品			○	
	線び類			○	
	ボックス類			○	
	金属ダクト		②		
	ケーブルラック		③		
	防火区画貫通処理材			○	
	配線器具		③		
	自動点滅器		③		
	換気扇		③		
	液面電極		③		
	照明器具(特注品)		①		屋内外工事
	照明器具(市販品)		③		
	照明器具(公共照明器具)			○	
	電動昇降装置類		③		
	誘導灯信号装置			○	
	照明制御盤		③		
	分電盤、制御盤、端子盤		①		
	電動機用遮断器			○	
	電柱類			○	
	マンホール、ハンドホール 及び鉄蓋		①②		鉄蓋①、地中箱②
雷保護設備工事	避雷導線		③		
	接地材		③		
	突針			○	
	同上支持ポール		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
受変電設備工事	特別高圧スイッチギヤ	○			
	特別高圧交流遮断器	○			
	特別高圧変圧器	○			
	特別高圧断路器	○			
	特別高圧避雷器	○			
	特別高圧監視制御装置	○			
	キューピクル式配電盤	○			
	開放形配電盤	○			
	高圧スイッチギヤ	○			
	高圧変圧器盤	○			
	コンデンサ盤	○			
	系統連携保護盤	○			
	高圧交流遮断器			○	
	高圧変圧器			○	
	高圧進相コンデンサ及び直列リアクトル			○	
	高圧断路器			○	
	高圧避雷器			○	
	高圧限流ヒューズ			○	
	高圧負荷開閉器			○	
	高圧電磁接触器			○	
	高圧カットアウト			○	
	低圧スイッチギヤ	○			
	受変電用低圧進相コンデンサ及び直列リアクトル			○	
	接地材		③		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。  
 ①は、試験成績表による。  
 ②は、設計図書又は承諾図による。  
 ③は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
電力貯蔵設備工事	直流電源装置	○			蓄電池容量200Ah以上
	直流電源装置		①		蓄電池容量200Ah未満
	交流無停電電源装置	○			
	交流無停電電源装置		③		簡易形
非常用発電設備工事	発電機	○			50kVAを超える場合
	発電機		①		50kVA以下
	配電盤	○			50kVAを超える場合
	配電盤		①		50kVA以下
	油槽		①		
	水槽		①		
	架台		②		
	空気槽		①		
太陽光発電設備工事	太陽光発電装置	○			特注品
	太陽光発電装置		③		特注品を除く
	架台		②		
燃料電池発電設備工事	燃料電池発電装置	○			
風力発電設備工事	風力発電装置	○			
通信・情報設備工事	通信・情報キャビネット		②		
	構内情報通信網装置		③		
構内交換設備工事	交換装置(特注品)	○			
	交換装置		③		特注品を除く
	局線中継台(特注品)	○			
	局線中継台		③		特注品を除く
	交換装置用パッケージ及びユニット		③		
	局線表示盤		③		
構内交換設備工事	各種電話機		③		
	警報表示盤		③		
	電子ボタン電話装置		③		
情報表示設備工事	出退表示装置		③		
	親時計(電源装置含む)		③		
	子時計		③		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。  
 ①は、試験成績表による。  
 ②は、設計図書又は承諾図による。  
 ③は、見本(現物見本を含む。)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
映像・音響設備工事	映像・音響装置(ローインピーダンス)		③	○	
	スピーカ		③		
	プロジェクタ		③		
	スクリーン		③		
	マイクロホン		③		
	ワイヤレスマイク		③		
	CDプレーヤー		③		
	オーディオレコーダ		③		
	Blu-ray/DVDプレーヤー・レコーダ		③		
	カラーモニタ・カラーモニタテレビ		③		
放送設備工事	書画カメラ		③		
	テープレコーダ		③		
誘導支援設備工事	業務放送装置(ハイインピーダンス)		③		
	インターホン及びテレビインターфон		③		
テレビ共同受信設備工事	トイレ等呼出装置		③		
	テレビ共同受信装置		②		
テレビ電波障害防除設備工事	テレビ電波障害防除装置		②		
監視カメラ設備工事	監視カメラ装置		③		
駐車場管制設備工事	管制盤		③		
	検知器		③		
	信号灯・警報灯		③		
	発券機		③		
	カーゲート		③		
	カードリーダ		③		(P・R形)
自動火災報知設備工事	受信機			○	
	副受信機・表示装置			○	
	発信機			○	
	感知器			○	
自動閉鎖設備工事	自動閉鎖装置			○	
非常警報設備工事	非常放送装置			○	
	非常ベル			○	
ガス漏れ火災警報設備工事	ガス漏れ火災警報装置			○	
中央監視制御設備工事	警報盤		③		
	監視制御装置		③		
舞台照明設備工事	操作卓・調光装置	○			
	舞台照明器具		③		
舞台音響設備工事	調整卓・増幅器	○			
	スピーカ		③		

別表－3

## 品質検査の方法及び検査対象の範囲（土木工事）

種類	検査方法	検査対象材料の範囲
試験による検査	<p>1. 公的な第三者試験研究機関（国立、公立、その他これに準ずる試験研究機関、大学等）において試験を行い、その結果得られた試験成績表に基づき検査をする。</p> <p>2. 検査職員の立会いの上、材料の製作者の試験設備（工場、試験場等）において試験を行い、その結果得られた成績表に基づき検査をする。</p>	<p>1. 「試験を行う検査」の対象品目</p> <p>2. 別表1、2に記載のない品目で次の項目に該当するもの。</p> <p>① 工事上重要な材料または特注品で、試験による検査によらなければ材料の適否を判断できないと認められるもの</p> <p>② 新製品、特殊製品等で当該製品の品質性能を判定する必要がある材料。</p> <p>3. 設計図書で試験による性能等の確認を指定されているもの。</p> <p>4. 別表に示す試験省略限度未満のものについては、試験を省略することができる。</p>
確認による検査	現場観測、設計図書、見本品、カタログ、製作図、試験成績表（ミルシート）等の確認	<p>1. 「試験を行う検査」「照合による検査」の対象品目になっておらず、かつ次の条件のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 現場において見本品、カタログ等との整合性が確認できるもの。</p> <p>② 定性的な内容について規定されており現場において材料の良否が観測判定できるもの。</p> <p>2. 「試験を行う検査」の4.により試験を省略したもの。</p>
照合による検査	規格を証明するマーク、規格証明書等と現品との照合	<p>「試験を行う検査」の対象品目となっておらず、かつ次の条件のいずれかに該当するもの。</p> <p>① J I S等規格品で、規格を証明するマークが表示されているもの。</p> <p>② J I S等規格品で、規格証明書が現品と照合できるもの。</p>
書類による検査	使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査することにより判定し、使用後に「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録、理化学試験の結果、出来形及び工事記録写真等により確認	<p>①「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目に規程されているもので、施工管理記録簿等により品質の確認ができるもの。</p> <p>②「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目されているもの。</p>

別 表 - 4

## 検査方法及び検査対象材料の範囲（建築・機械・電気設備工事）

検査の種類	検査方法	検査対象材料の範囲	備 考
試験による検査	(1) 監督員の立会いの上、材料の製作者の 試験設備(工場、試験場等)において試験を行い、その結果得られた成績表に基づき検査をする。  (2) 公的な試験機関(国立、公立、その他これに準ずる試験 研究機関、大学等)において試験を行い、その結果得られた試験成績表に基づき検査をする。	(1) 試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの  (2) 設計図書で試験による性能等の確認を指定されている材料	検査方法(2)の場合においては、監督員 の立会いを要しない。
確認による検査	設計図書、承諾図、試験成績表、カタログ等に基づき検査をする。	試験による検査及び照合による検査の対象とされる材料以外の材料	検査方法の欄における試験成績表は、監督員の立会いを要しないで、材料の製作者等の試験設備を利用して試験を行った 結果得られたものをいう。
照合による検査	規格を証するマーク等に基づき検査する。	JISその他の規格を証明するマーク等の表示されている規格品(都において適當と認める品質証明が添付されている製品を含む。)	

# 提出様式一覧表

## 1 請負工事関係(土木工事)

- ・材料検査請求書(第〇回) 【検査員検査の場合】 [統-20]
- ・材料検査内訳書 [部-10]
- ・材料検査請求兼検査書 【監督員検査の場合】 [局-12]
- ・試験委嘱指定申請書 【公的機関で試験を実施する場合】 [統-23]

※ 様式は、受注者等提出書類処理基準（東京都交通局建設工務部）を参照

## 2 請負工事関係（建築・機械設備・電気設備工事）

- ・材料検査計画申請書 [別記 第1号様式]
- ・材料検査計画書 [別記 第1号様式 別紙]
- ・材料検査請求書（第　　回） [別記 第2号様式]
- ・材料試験等報告書（第　　回） [別記 第3号様式]
- ・材料搬入報告書（第　　回） [別記 第4号様式]
- ・材料検査報告書（第　　回） [別記 第5号様式]

別記  
第1号様式

## 材料検査計画申請書

年 月 日

殿

住所

受注者

氏名

現場代理人氏名

下記の工事について、別添「材料検査計画書」の承諾を申請します。

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )			
契約年月日	年 月 日	工期	

上記の件について承諾します。

年 月 日

現場代理人 殿

工事主管課長

氏名

監理業務受託者		担当者名	
---------	--	------	--

材料検査計画書

別記 第1号様式 - 別紙

\*書類検査とは、第8第2項に基づく検査をいう。

記入上の注意：検査場所～書類検査の欄は該当する個所に○印を記入、材料搬入報告書の欄は、提出不要な品目に×印を記入する。

別記  
第2号様式

## 材料検査請求書(第 回)

年 月 日

殿

住所  
受注者  
氏名

現場代理人氏名

下記のとおり材料検査を請求します

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )		
契約年月日	年 月 日	工期	
検査場所			
検査対象材料			

検査員 職氏名		検査年月日	年 月 日
立会職員 職氏名			

監理業務受託者		担当者名	
---------	--	------	--

## 材料試験等報告書(第 回)

年 月 日

殿

住所  
受注者  
氏名

現場代理人氏名

下記のとおり、材料試験等の結果を報告します。

文 書 番 号 (契 約 番 号)	
工 事 件 名	
実 施 場 所	
品 目	
実施年月日	
試験等の結果	

監理業務受託者の報告	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 担当者名
------------	---------------------------------

監督員の判定	・合 格      •不 合 格 年 月 日	監督員職氏名
--------	---------------------------	--------

## 材料搬入報告書(第 回)

年 月 日

殿

住所  
受注者  
氏名

現場代理人氏名

別紙のとおり材料を搬入したので資料を添えて報告します。

文書番号 (契約番号)	
工事件名	
工事場所	
品質その他	

監理業務受託者の報告	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 受託者名 担当者名
------------	--------------------------------------

監督員の判定	・合格  ・不合格 年 月 日      監督員職氏名
--------	--------------------------------

※搬入材料の名称、仕様等が確認できる納品伝票や出荷証明等を添付すること。必要に応じて納入写真等の資料を添付すること。

別記

第5号様式

## 材料検査報告書

年      月      日

(工事主管課長) 殿

主任  
監督員 氏名  
担当

下記のとおり、材料検査を完了しましたので報告します。

工事件名			
検査場所			
検査品目			
検査種別	・試験	・確認	・照合
検査年月日			
検査の判定	・合格	・不合格	
付記事項			

監理業務受託者		担当者名		
---------	--	------	--	--

- (注) 1 検査品目、数量、試験値などの資料を添付すること。  
2 検査種別及び判定欄は、該当する項目に○を付けること。

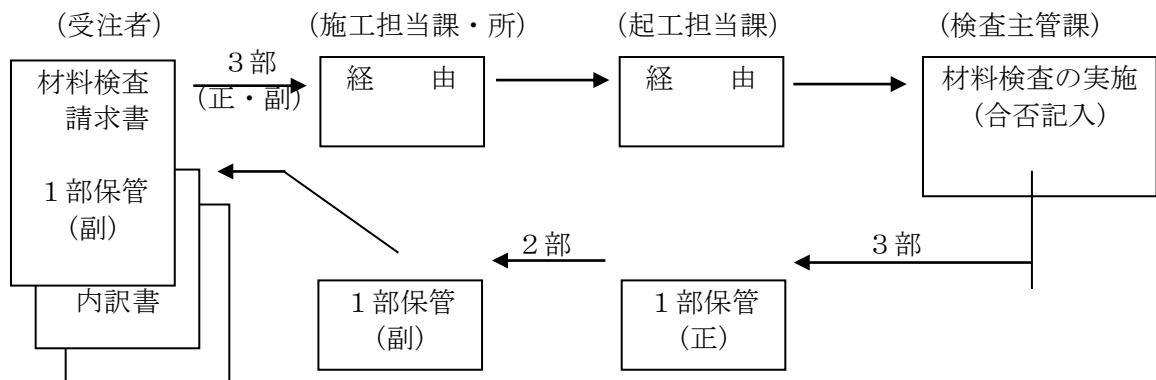
## 書類の流れ

(土木工事の場合)

材料検査等の書類については、原則として次のように行う。

### (1) 受注者提出用書類

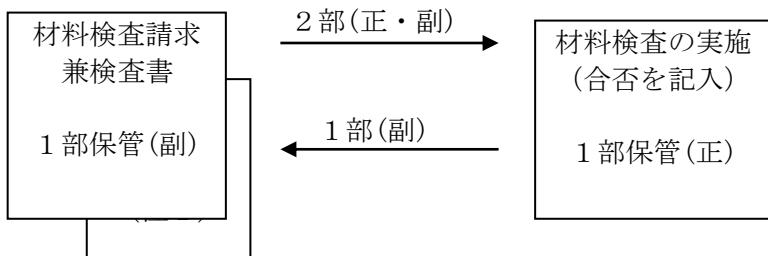
① 検査員が行う材料検査



② 監督員が行う材料検査

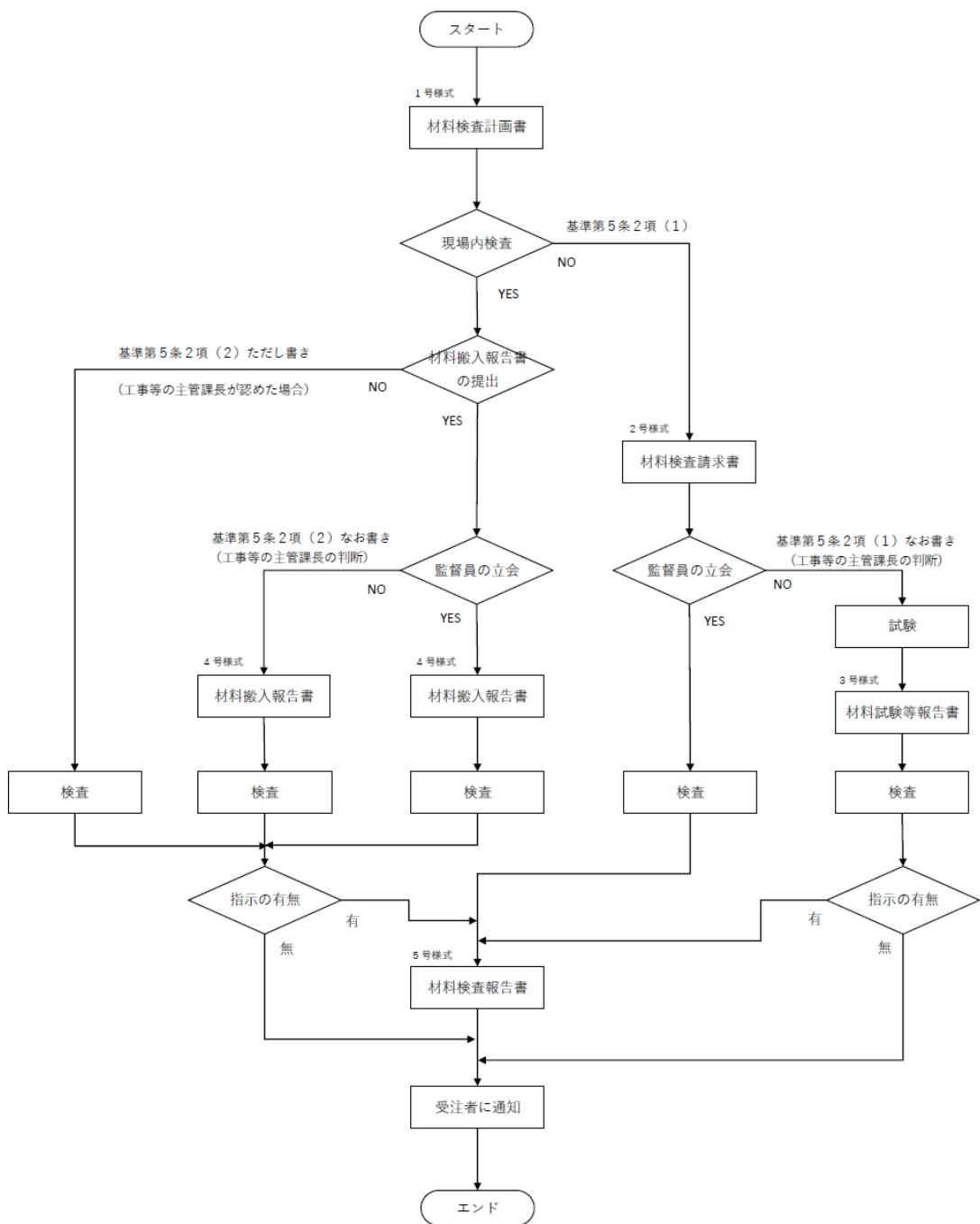
(受注者)

(施工担当課・所)



(注1) 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績表等を添付する。

(建築・機械設備・電気設備工事の場合)



# 材料検査実施基準解説

## 【用語説明】

- ・ 検査事務の主管課長：局検査の案件では、資産運用部会計課長。各部検査の案件では、建設工務部長が指定する課長を指す。
- ・ 工事等の主管課長：当該工事に関する設計担当、起工担当、施工担当等の課長を指す。事案が発生した際に、関連部署で協議すべき事項について本記載とした。
- ・ 施工担当課(所)長：当該工事の施工管理を担当する課長(工務事務所長及び各保線管理所長)を指す。事案が発生した際に、当該課長のみで判断可能と思われる事項について本記載とした。

## 【条文解説】（土木工事）

### 第1条（目的）

### 第2条（適用範囲）

### 第3条（材料検査の執行区分）

検査と監督の兼職をさける趣旨から、材料検査は検査員が行うことを原則としているが、すべての品目を限られた検査員で実施することは困難であるため、別表執行区分のとおり、検査員の行うべき検査と監督員の行うべき検査を区分した。監督員が材料検査を行う材料の選定に当たっては、次の項目について考慮した。

- (1) 工事現場にひんぱんに搬入され、かつ工事の性質上、搬入後すみやかに使用しなければならないもの。
- (2) 工事現場にひんぱんかつ大量に搬入され、かつ市街地等の狭隘な現場で使用されることが多く貯蔵が著しく困難なもの。
- (3) J I S 規格品等品質管理された工場製品で、信頼度が高いもの。
- (4) 工事現場等での確認が容易なもの。
- (5) 検査の内容が比較的単純で特に経験等を要しないもの。

また、別表1、2によらず、検査事務の主管課長と工事等の主管課長の協議により執行区分を変更する場合は、原則として発注前の協議とし、特記仕様書に当該材料の執行区分を記載する。契約後に変更する場合は、書面(局-106 様式)をもって受注者に通知を行うものとする。

### 第4条（材料検査の命令）

東京都交通局検査事務要綱に基づき、局検査となった場合は、資産運用部長が検査員(資産運用部会計課検収担当職員及び検査員の兼務を命ぜられた職員)を選任し、各部検査となった場合は、建設工務部長が検査員(部検査員)を選任する。

### 第5条（材料検査請求）

- 1、材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工場で素材として使用するもの(生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等)については、配合計画書等で確認することとし、別表検査基準にかかわらず、あらためて材料検査は行わないものとする。

また、生コンクリートのスランプ、アスファルト混合物の現場着温度、その他欠陥品の取り扱い等必要な記録は、「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録等を利用することする。

- 2、建築工事での鉄骨工事は、特記により現寸、建方の工場検査を行う。また、設備工事においても、特記により自動制御設備機器の工場検査を行う。

## 第6条（材料検査の立会）

監督員が行う材料検査においては、特に必要ある場合を除き、他の職員の立会いを要しないものとする。特に必要ある場合における、他の職員の立会いの要否については、施工担当課(所)長の指示による。

## 第7条（材料検査の方法）

材料検査の内容を、品質検査と数量検査に分け、さらにそれぞれの検査方法を次の考え方で区分した。

### (1) 品質に関する検査方法

品質に関する検査方法を、理化学的性質の検査を中心に、別表3のように区分し対象品目を定めた。特にJIS等指定品目（当該品目又はその包装、容器、もしくは送り状にJISマーク等を付すことができる品目）については信頼性も高いことからJISマーク等との照合による検査でよいこととした。

確認又は照合となっている品目については、量の多少を問わず原則として試験を行う必要はないが、製造者の規格証明書、成績証明書等により確認できない場合、JIS等規格との照合ができない場合、または納入された材料に疑義が生じた場合などについては試験を行うことができる。

### (2) 数量に関する検査方法

原則として、ブロック類のように設置後の数量確認の容易なものについては、出来形等により使用後に間接的に把握する方法（出来形による検査）とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては使用前に直接、材料を計量する方法（計量による検査）によるものとする。

## 第8条（理化学試験の手続き等）

## 第9条（技術的基準）

土木工事については、標準仕様書に定めがあるのでそれによることとし、定めのないものについては、特記仕様書によるものとする。また、建築工事、設備工事については、交通局においては、技術的基準が定められていないため、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、改修工事標準仕様書、JIS等の規格及び特記仕様書等によることとする。

## 第10条（材料検査結果判明後の措置）

監督員が検査する場合は、材料の性質上、使用後に理化学試験成績の不合格が判明したり、施工管理記録簿の確認する段階で不合格が判明する場合がある。この場合、構造物の取り壊し等が予想されるため、工事等の主管課長又は建設工務部長の指示により処理する。

## 第11条（材料検査結果の報告）

検査結果の報告については、以下のとおり処理する。

また、第3項に定める場合の報告は、その都度、施工担当課(所)長に報告することとし、第10条第2項に基づき対応する。

処理方法	
検査員検査	検査完了後、 <b>材料検査請求書</b> に添付されている <b>材料検査内訳書</b> に合否を記入し、検査事務の主管課長に報告する。
監督員検査	検査完了後、 <b>材料検査請求兼検査書</b> に合否を記入し、施工担当課(所)長に報告する。

#### ※受注者への検査結果の通知

	処理方法
検査員検査	検査完了後、 <b>材料検査請求書</b> に添付されている <b>材料検査内訳書</b> に合否の記入されているものの副を、受注者あて返却する。
監督員検査	検査完了後、 <b>材料検査請求兼検査書</b> に合否を記入したものの副を、受注者あて返却する。

#### 第 12 条（特殊な品目の材料検査）

別表 1、2 に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議のうえ、別表 1、2 に準じ、「本体構造物となる二次製品である」「工事費に占める割合や材料費が高額である」等を考慮して定めるものとする。

また、検査事務の主管課長と工事等の主管課長の協議は、原則として発注前の協議とし、特記仕様書に当該材料の執行区分を記載する。契約後に定めた場合は、書面(局-106 様式)をもって受注者に通知を行うものとする。

#### 第 13 条（単価契約における材料検査）

単価契約で処理する工事は、現場が広範囲に散在していたり工事の施工が断続的に頻発したりするものであるので、検査員の検査になじまないものである。

従って別表の検査区分に関係なく、すべて監督員が検査を行うものとする。

## 【条文解説】（宮繕工事）

第1条（目的）

第2条（適用範囲）

第3条（材料検査の執行区分）

第4条（材料検査の命令）

### 第5条（材料検査請求等）

2. 宮繕工事等における材料検査は、本基準に基づき監督員と協議の上、受注者が作成した別記第1号様式及び別記第1号様式一別紙による材料検査計画書に基づき行うものとし、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事現場以外で行う材料検査は、受注者から別記第2号様式による材料検査請求書の提出を受けて行うものとする。

なお、工事等の主管課長の判断で、監督員の立会いを省略することができる。

監督員の立会いを省略した場合は、受注者に別記第3号様式による材料試験等報告書を提出させて処理する。

(2) 工事現場で行う材料検査は、受注者から別記第4号様式による材料搬入報告書の提出を受けて行うものとする。ただし、工事等の主管課長があらかじめ認めた品目については、この限りでない。

なお、工事等の主管課長が適当であると判断した品目については、材料搬入報告書に必要な資料を添付させることにより、監督員の立会いを省略することができる。

#### 〔解説〕

##### 1 材料検査計画書

材料検査の内容は、検査場所、検査の区分、監督員立会いの要否等、対象材料によって一律に定まるものではなく、工事の種類、規模や監理業務委託の有無等により請負者と協議して決定する必要がある。このため、この協議の結果を請負者から材料検査計画書という形で提出させたものを承諾し、この計画書に基づいて検査を行うこととした。

この承諾行為は、別記第1号様式(材料検査計画申請書)及び同様式別紙(材料検査計画書)により行うが、これらは、工事の規模等により、工事着手時に全体の計画を立案することが困難な場合には、数次に分割して提出させ、承諾することができるものとする。

また、材料検査計画書の記入は、品目ごとに行うものであるが、材料搬入報告書の提出を要しない品目については、「その他の材料」等として一括して記入することができるものとする。したがって、計画書を分割して提出させる場合には、この表現に工夫を要するので注意する。

なお、材料検査の計画は品目ごとに定めるのが基本であるが、同一の品目について数量が多く搬入が数次に及ぶ場合においては、当初の検査結果が良好であれば、以降の検査内容を軽減することができるものとする(当初は立会検査としたが、結果が良好であれば立会いを省略する等)。

この場合も、備考欄に記載する等、その内容を計画書で明確にしておく必要がある。

##### 2 材料検査請求書

工事現場以外とは、材料製作者の工場、試験場等を想定しているが、工事主管課長が監督員の立会いの必要がないと判断した場合は、材料検査計画書の備考欄にその旨記載させておく。

監督員の立会いを省略する場合は、一般的には工事監理の受託者による立会いを想定しているので、監督員は工事監理受託者の報告に基づき検査を行う必要がある。このため、監督員は、工事監理受託者に対し、試験方法など必要な事項をあらかじめ指示しておく必要がある。

##### 3 材料試験等報告書

これは、監督員の立会いを省略するもので、材料検査を省略するものではないとの考え方から、

この処理をもって検査が完了する。

#### 4 材料搬入報告書

工事現場で行う検査は、受注者からあらかじめ提出させた別記第4号様式による材料搬入報告書に基づき行う。

材料搬入の報告は標準仕様書でも義務付けられており、第4号様式はこの報告を兼ねるものとする。

また、標準仕様書では、あらかじめ監督員の承諾を得ることによりこの報告を省略することができるとされているので、ただし書きを設けて、あらかじめ材料検査計画書を承諾することにより、工事主管課長が認めた品目については材料搬入報告書の提出を省略できることとした。この除外規定を適用する品目は、検査結果が書類として残らないことになるので、2項の監督員の立会いを省略する品目より更に重要度が低いと判断される品目、あるいは施工後でも確認の容易な品目を対象とすることとする。ただし、この場合も検査を省略することはできないので、受注者の自主検査の記録等を提出させて、適宜検査を行う必要がある。

#### 5 監督員の立会い省略

単純な規格マークの照合や、見本品、カタログとの確認等については、受注者の自主検査や、監理受託者が立ち会った記録を添付させ、それを確認することで、立会検査に代えることができるよう設けたものである。

### 第6条（材料検査の立会い）

#### 第7条（材料検査の方法）

2. 営繕工事等における材料検査の種類は、試験による検査、確認による検査及び照合による検査とし、種類別の検査方法及び検査対象材料の範囲は、別表4に定めるとおりとする。
3. 各品目別の検査方法は、土木工事等については別表1に、営繕工事等については別表2に定めるとおりとする。ただし検査職員は、別表1、2に定める方法によることが適当でないと認める場合は、施工担当課（所）長の承認を得て、その方法を変更することができる

#### 〔解説〕

##### 1 材料検査の方法

東京都交通局検査事務要綱第23条(材料検査の実施基準)では、材料検査は試験、確認その他の方法により行うものとしている。

- (1) 試験による検査には、性能のほか、外観、形状、寸法及び材質等の検査を含むものである。
- (2) 確認による検査には、外観、形状、寸法及び材質のほか、性能の検査を含むものである。
- (3) 照合による検査には、JISマーク等、規格を示す表示又は規格証明書と材料の照合のほか、外観、形状、寸法等の検査を含むものである。

##### 2 材料検査の範囲

別表4に定めのない品目の材料検査については、検査の必要がないということではなく、材料ごとに工事主管課長の判断が必要である。

##### 3 品目別の検査区分

設計図書に示す品質・性能に適合することを示す資料を事前に提出し、その品質・性能を確認することとして、JIS、JASマーク表示品であればこれらの資料の提出を省略できることとした。

このため、別表2の検査区分は絶対的なものではなく、請負者が規格品を使用するか、資料を提出して規格品以外の材料を使用するかで検査の区分が変わってくる。

工事主管課長は、請負者との協議の上で最終的な検査区分を決定し、材料検査計画書で明確にしておく。

### 第8条（理化学試験の手続き等）

## 第9条（技術的基準）

## 第10条（材料検査結果判明後の措置）

### 第11条（材料検査結果の報告）

2. 営繕工事等における材料検査結果の報告は、次に掲げるとおり行う。
  - (1) 監督員は、材料検査の完了において、東京都交通局検査事務要綱第22条第2項の規定により受注者に必要な指示をしたときは、別記第5号様式による材料検査報告書に検査資料を添付して、工事等の主管課長に報告しなければならない。
  - (2) 工事等の主管課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

#### [解説]

1. 工事現場以外で行った検査のうちで、監督員の立会いの下で行った材料検査を完了した場合には、別記第5号様式により工事主管課長に報告しなければならない。  
また、材料検査を完了した場合において、仕様書、設計書、その他関係書類に適合しない材料があり、受注者に必要な指示を行った場合にも、別記第5号様式により工事主管課長に報告しなければならない。
2. 第2項に規定する通知は、次の報告書の写しの交付をもって代えることができるものとする。
  - (1) 工事現場外で監督員の立会検査の場合 「材料検査報告書」(別記第5号様式)
  - (2) 工事現場外で監督員の立会省略 ノ 「材料試験等報告書」(別記第3号様式)
  - (3) 工事現場で材料搬入報告書提出 ノ 「材料搬入報告書」(別記第4号様式)

なお、材料搬入報告書の提出を省略した品目の検査結果は、検査を行った監督員が通知することができるものとする。

## 材料検査に関する根拠規定

### 1) 地方自治法

#### 第 234 条の 2 (契約の履行の確保)

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

### 2) 地方自治法施行令

#### 第 167 条の 15 (監督又は検査の方法)

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行わなければならない。

### 3) 東京都交通局契約事務規程

#### 第 55 条 (契約事務の担当部所)

契約に関する事務は、資産運用部において処理する。ただし、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とするもので、売買、賃借、請負及び寄託(現金及び有価証券の寄託を除く。)の契約以外の契約並びに次に掲げる契約に関する事務は、当該部において直接処理することができる。

#### 第 62 条の 5 (監督員の職務の特例)

監督員は、請負契約について契約の相手方がその給付を行なうために使用する材料のうち別に定めるものの検査を行なうものとする。

#### 第 62 条の 6 (監督員と検査員の兼職の禁止)

監督員の職務は、特別の必要がある場合を除き、検査員の職務と兼ねることができない。

#### 第 63 条 (検査)

3 検査に関する事務は、資産運用部長が統轄する。

#### 第 64 条 (検査の区分及び検査事務の担当部所)

検査は、検査員による検査と検査員以外の者による検査とする。

2 検査員による検査は、資産運用部において行なう局検査と当該事業を主管する部において

行う各部検査とによる。

- 3 第55条ただし書の規定により当該部で処理する契約の履行に関する検査で検査員によるものは、当該部で行う各部検査とする。

### 第69条の3及び4(検査員の一般的職務)

- 3 検査員は、前2項に定める契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料につき、仕様書、設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 4 前3項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

### 4) 東京都交通局検査事務要綱

#### 第4条(検査の種類)

- (5) 材料検査 契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の確認をするための検査

#### 第22条(材料検査)

検査員は、工事又は製造に使用する材料について、検査関係書類により、これらに適合した材料かどうかを検査しなければならない。ただし、契約事務規程第62条の5に規定する監督員が行う材料検査は除く。

- 2 検査員は、材料検査を完了した場合において、検査関係書類に適合しない材料があるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

#### 第23条(材料検査の実施基準)

検査員は、材料検査を行うときは、別に定める材料検査の実施基準に基づき、試験、確認その他の方法により行うものとする。

### 5) 工事請負契約書(契約約款)

#### 第12条(工事材料の品質及び検査等)

工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において発注者又は監督員の検査を受けて使用するものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者又は監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、受注者は、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

## 6) 土木工事標準仕様書(東京都交通局)

### 2. 2. 2 工事材料の検査

(1) 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備及び保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、設計図書において事前に監督員の検査(確認を含む)を受けるものと指示された材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査(確認を含む。)を受けなければならない。

## 7) 東京都建築工事標準仕様書

### 1. 4. 4 材料の検査等

(1) 工事に使用する材料は、「東京都検査事務規程」に定める材料検査の実施基準に基づく検査に合格したものとする。

(2) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(3) (2)による検査の結果、合格した材料と同じ材料は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りではない。

(4) 設計図書に定める JIS 若しくは JAS のマーク表示のある材料及び規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

(5) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、設計図書に定めのない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。また、試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承認を受ける。

(6) 設計図書で指定を受けたコンクリートの圧縮強度試験、鉄筋接手の外観検査及び超音波探索検査・超音波測定検査、鉄筋の引張試験、鉄骨溶接部の検査は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」に基づく試験機関及び検査機関(以下「試験機関等」という。)において実施する。コンクリートの圧縮強度試験は、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター、(一財)建材試験センター等の登録分類 I-A、I-B 試験機関において実施する。なお、選定した試験機関は、監督員の確認を受ける。

(7) (6)以外の試験及び検査(以下「試験等」という。)は、次による。

ア 試験等は、工事現場や試験機関等、適切な場所で行い、その場所の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。

なお、試験機関等は、材料の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験等設備、試験等の技術、試験等の実績等を有するものから選定する。

イ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(8) 試験等に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

(9) 試験の結果は、監督員に報告する。

## 8) 東京都機械設備工事標準仕様書

### 1. 1. 4. 5 機材の検査等

- (1) 工事に使用する機材は、「東京都検査事務規程」に定める材料検査の実施基準に基づく検査に合格したものとする。
- (2) 設計図書に定める JIS 若しくは JAS のマーク表示のある機材又は規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
- (3) 機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、設計図書に定めのない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。また、試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (4) 試験は、次による。
- ア 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。
- なお、試験機関は、機材の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験設備、試験技術、試験の実績等を有するものから選定する。
- イ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- (6) 試験の結果は、監督員に報告する。

## 9) 東京都電気設備工事標準仕様書

### 1. 1. 4 機材の検査等

- (1) 工事に使用する機材は、「東京都検査事務規程」に定める材料検査の実施基準に基づく検査に合格したものとする。
- (2) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (3) (2)による検査の結果、合格した材料と同じ材料は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 設計図書に定める JIS 若しくは JAS のマーク表示のある機材又は規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
- (5) 機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、設計図書に定めのない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。また、試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (7) 試験及び検査（以下「試験等」という。）は、次による。
- ア 試験は、試験機関、工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。
- なお、試験機関は、機材の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験設備、試験技術、試験の実績等を有するものから選定する。
- イ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の

承諾を受けた場合は、この限りでない。

- (5) 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- (6) 試験の結果は、監督員に報告する。

## 試験研究機関一覧表（参考）

(令和3年4月)

番号	試験機関の名称 (公益法人)	所在地	電話番号	受託試験項目	
				コンクリート	鉄筋
1	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター 建築材料試験所	東京都品川区 東大井 1-12-20	03-3471-2691	○	○
2	(一財)建材試験センター 武藏府中試験室	東京都府中市 四谷 6-31-10	042-351-7117	○	○
3	(一財)建材試験センター 浦和試験室	埼玉県さいたま市 桜区中島 2-12-8	048-858-2790	○	○
4	(一財)建材試験センター 横浜試験室	神奈川県横浜市 港北区新吉田東 8-31-8	045-547-2516	○	○
5	(一財)建材試験センター 船橋試験室	千葉県船橋市 藤原 3-18-26	047-439-6236	○	○
6	(一財)日本品質保証機構 関東マテリアルテクノ試験所	東京都品川区 東大井 1-8-12	03-3474-2525	○	○
7	(一社)建築研究振興協会 戸田試験所	埼玉県戸田市 新曽 2213	048-420-5077	○	○
8	(一社)東京都溶接協会 東部材料試験室	東京都江東区 大島 3-1-11	03-3685-7984	—	○
9	(公財)東京都道路整備 保全公社 土木材料試験センター	東京都江東区 新砂 1-9-15	03-5683-1550	○	○

○：実施、—：未実施

※ 本表は参考として代表的な試験研究機関を掲載したものであり、材料検査等にあたっては、他の機関も利用できる。